

修学上の配慮を希望する学生の皆さんへ

# 障がい学生の方々への修学上の支援について

東邦大学では、障がいのある学生が他の学生と同じように授業や学生生活を送ることが出来るよう、修学支援を行っています。

健康推進センターの中にある「**障がい学生支援室**」にまずはご相談下さい。



## 配慮申請から支援までの流れ



①障がい学生支援室に  
問い合わせ・相談

コーディネーターが困りごとや障害の状況、希望する支援内容などについてお伺いします。支援（合理的配慮）の流れや手続きなどについて、コーディネーターから説明します。

②支援申請

「修学上の合理的配慮申出書」を作成し、障がい学生支援室に提出して下さい。その際、「医師の診断書」あるいは「障害者手帳のコピー」を添付して下さい。

③初回面談の実施

学生本人と教職員等で面談を行い、必要な支援について、確認や相談を行います。



④学部にて支援内容を  
検討

面談を実施した教職員と各科目担当教員で話し合い、具体的な支援内容について検討、決定を行います。



⑤支援内容の決定、  
通知

決定した支援の内容を、学生本人に通知します。合意できる場合は、「修学上の合理的配慮 合意内容書」に署名をして頂き、学部と学生がそれぞれ1通ずつ、保管します。

⑥支援の実施

決定した支援の内容を教員等へ周知し、支援を開始します。



⑦振り返り

必要に応じて、支援内容の調整を行います。学期終了ごとに、次の学期の支援内容に関する相談をコーディネーターと行います。

書類の提出後、支援開始まで1～2カ月程度お時間を要する事があります。

支援を検討されている方は、早めに相談してください！

(春学期からの配慮は2月下旬(新入生は4月中旬)、秋学期からの配慮は8月下旬を目安に、提出して下さい。)